

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

〔1〕 街なか居住の推進の必要性

（1） 街なか居住の現状と必要性

中心市街地内では、本市の都市圏への交通利便性の高さから、駅周辺を中心として、特に若いファミリー層を対象とした集合住宅の整備が民間企業により進められているところである。

しかしながら、競合する周辺都市への人口流出も見られており、今後ますます都市間競争が厳しくなるなかで、本市では、シティプロモーション事業、まちなみ景観整備促進事業など中心市街地内の街なか居住施策を積極的に展開するとともに、本市の新たな魅力付けに重点をおいた事業展開を図ることが有効であると考えられる。

そのため、「ことば文化都市伊丹」を掲げた都市ブランドイメージの向上を図り民間企業による一層の住宅整備を誘導することにより、より魅力的な街なか居住を推進していくことが必要である。

これらの都市条件の中で、民間による居住推進事業は、中心市街地の活性化に必要な事業であり、本基本計画に位置付ける。

（2） フォローアップの考え方

毎年度末に居住人口の動向等の確認を行い、必要に応じて事業実施の検討等を実施する。

〔2〕 具体的事業の内容

（1） 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（2） ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 分譲マンション バリアフリー化 推進事業 【内容】 バリアフリー改 修の費用助成 【実施時期】 平成 17 年度～	伊丹市	分譲共同住宅の階段等に手すりや段差解消のスロープを設置するなど、共用部分のバリアフリー化を実施した場合、管理組合に対し、費用を助成する。 これは転入を促し、都市力を増進させるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業（地域住宅政策推進事業）） 【実施時期】 平成 18 年度～	
【事業名】 分譲マンション 管理セミナー事業 【内容】 マンション管理・運営問題をテーマとしたセミナー開催 【実施時期】 平成 14 年度～			【支援措置】 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業（地域住宅政策推進事業）） 【実施時期】 平成 18 年度～	
【事業名】 （仮称）空き家活用支援事業 【内容】 市内への転入者に対して一定期間空き家となっている中古住宅の改修費用を補助する事業 【実施時期】 令和 3 年度～			【支援措置】 ・社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業（地域住宅政策推進事業）） 【実施時期】 令和 3 年度～	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 民間賃貸住宅ストック活用事業	伊丹市	市営住宅整備基準に適した優良な民間賃貸住宅の空き家を借り上げ、市営住宅として提供する。市営住宅の公設公営から民設公営へと転換していく。これは転入を促し、都市力を増進させるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 公的賃貸住宅家賃対策調整補助金	
【内容】 優良な市営住宅の供給			【実施時期】 平成 28 年度～	
【実施時期】 平成 28 年度～				

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 宮ノ前2丁目分譲マンション建設事業 【内容】 高層分譲マンションの建設事業 【実施時期】 平成28年度	民間事業者	区域内の近隣商業地域に11階建の分譲マンションを建設し、まちなか居住を促進する。 これは、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【事業名】 伊丹3丁目分譲マンション建設事業 【内容】 高層分譲マンションの建設事業 【実施時期】 平成28年度	民間事業者	区域内の近隣商業地域に10階建の分譲マンションを建設し、まちなか居住を促進する。 これは、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【事業名】 伊丹1丁目分譲マンション建設事業 【内容】 分譲マンションの建設事業 【実施時期】 平成28年度	民間事業者	区域内の商業地域に7階建の分譲マンションを建設し、まちなか居住を促進する。 これは、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【事業名】 西台1丁目分譲マンション建設事業 【内容】 分譲マンションの建設事業 【実施時期】 平成28年度	民間事業者	区域内の商業地域に8階建の分譲マンションを建設し、まちなか居住を促進する。 これは、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【事業名】 西台3丁目分譲マンション建設事業 【内容】 分譲マンションの建設事業 【実施時期】 平成28年度	民間事業者	区域内の商業地域に5階建の分譲マンションを建設し、まちなか居住を促進する。 これは、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 三世代同居・近居促進事業 【内容】 三世代家族の形成促進事業 【実施時期】 平成28年度～令和2年度	伊丹市	三世代家族の形成を促進し、高齢者の孤立を防ぐとともに「親・子・孫の絆」の再生を図ることを目的として、子世帯の転入を促し都市力を増進させる。 これは中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【事業名】 まちなみ景観整備促進事業 ※再掲 【内容】 景観条例に基づいたまちなみ景観の促進 【実施時期】 昭和59年度～	伊丹市	兵庫県的一般市で初めて景観条例を制定した本市では、景観条例に基づいた落ち着いたまちなみ景観を形成することにより、交流人口の増加及び来街者の回遊性の向上を図る。そのため、中心市街地活性化に必要な事業である。		
【事業名】 シティプロモーション事業 【内容】 総合的、戦略的にまちの魅力発信 【実施時期】 平成27年度～	伊丹市	対象を子育て世代に特化した「住みたいまち伊丹」、清酒文化を伝える「清酒発祥の地伊丹」など、ターゲットを絞った、戦略的なシティプロモーションを強力に推し進め「まちの魅力」を増進し、それを「戦略的・効果的に」発信する。 これは転入を促し、都市力を増進させるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		